

介護保険高額介護（介護予防）サービス費（相当事業費）

支給申請のご案内について

（利用者ご本人が亡くなられている場合）

介護保険高額介護（介護予防）サービス費（相当事業費）を申請する権利については、利用者ご本人が亡くなった場合、相続人へ継承されます。

この場合、申請方法としましては、相続人の代表者の方に裏面の「誓約書（申請・請求・受領用）」をご記入いただいたうえで、同封の高額介護（介護予防）サービス費（相当事業費）支給申請書、口座振替申請書について、相続人の代表者名で記入・提出していただくこととなります。

申請受付の際には、亡くなった利用者ご本人と相続人の代表者との相続関係を確認するため、戸籍謄本の写し等の提出をお願いするとともに、相続人の代表者ご自身であることを確認するため、健康保険証、運転免許証等の提示をお願いいたしますので、お手数ですがよろしくお願いいたします。

ご不明な点等がありましたら、送付元である区の介護保険の窓口までお問い合わせください。

誓 約 書

(申請・請求・受領用)

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

氏 名

被保険者 〃 の死亡により、介護保険高額介護（介護予防）サービス費（相当事業費）の申請、請求及び受領に関する一切を相続人を代表して、私が行いその責任を全て負うことを誓約します。